



体験型芸術文化イベント「やってみん？」出展者募集要項

津山芸術文化博企画運営委員会では、誰もが芸術文化を楽しみ、参加できる機会を創出するため**ワークショップイベント**の開催を予定しています。ついては、下記のとおり芸術文化に関するワークショップを実施していただく団体又は個人を**募集**します。

1 ワークショップイベントについて

- (1) 趣旨 気軽に参加できる芸術文化体験プログラム（ワークショップ）を一堂に集め、体験を促すことで、芸術文化に触れ、参加するきっかけづくりを提供する
- (2) 名称 初心者向け体験型芸術文化イベント「やってみん？」
- (3) 日時 **令和7年9月21日（日） 10:00～15:00**
※準備は前日または当日朝に行う予定です。
- (4) 会場 津山市立文化展示ホール（アルネ・津山4階）
- (5) 来場者数（昨年度実績） 約300名

2 応募規定

- (1) 出展者は、市内で芸術文化活動を行う団体又は個人
- (2) 出展内容等について
 - ① 音楽や演劇、美術、文芸、生活文化など幅広い芸術文化の分野より、小中学生の子どもや初心者が体験しやすい内容とする
 - ② 1回のワークショップの所要時間を15分～1時間程度とする
 - ③ 楽器の演奏など大音量により周囲への影響が大きいものは禁止とする
 - ④ ワークショップに関する備品や消耗品は出展者により準備すること
 - ⑤ 体験料金は無料とする
- (3) 出展金の支給について
ワークショップに係る材料費や消耗品費などについて実績に応じて
30,000円を上限に支給
※備品代、交通費、飲食費など、ワークショップに直接必要ではない経費は対象外。
※後日、領収書やレシート等を確認し、支給します。
※アルネの駐車料金は、所定の手続きにより無料になります。

3 応募方法

申込書に必要事項を記入し、事務局に直接またはメールで提出

【提出書類】

- ・津山芸術文化博ワークショップイベント出展申込書

※様式は下記の二次元バーコードからもダウンロードできます。

【提出〆切】

令和7年7月31日（木）17時必着

申込者数や出展内容によって、出展をご遠慮していただく場合がありますので、ご了承ください。

【問い合わせ及び提出先】

津山芸術文化博企画運営委員会事務局

〒708-8501 津山市山北520（津山市観光文化部文化課内）

TEL：0868-32-2121 FAX：0868-32-2154

E-mail：tsuyama.geibunhaku@gmail.com



津山芸術文化博事業 体験型芸術文化イベント「やってみん？」出展申込書

団体（個人）名			
代表者 職・氏名			
担当者 氏名			
連絡先	〒 —		
※今後、連絡を取る方の情報をご記入ください。	TEL :	FAX :	
	E-mail :		

下記にワークショップの概要をご記入ください。

ワークショップ名			
部 門 ※該当部門を1つ○で囲んで下さい	☐ 音楽 ☐ 舞踊 ☐ 演劇 ☐ 伝統芸能 ☐ 美術 ☐ 映像 ☐ 文芸 ☐ 生活文化 ☐ その他（ ）		
実施概要 ※ワークショップの内容や由来、歴史、PR事項を記載ください。			
実施時間・定員	☐ 随時受入 （いずれかを○で囲んでください）	☐ 可 ☐ 不可	
※随時受入が不可の場合は、実施時間を記載ください。 ※イベント開催時間内（10:00～15:00）で記載ください。枠が足りない場合は別紙でご提出ください。	ワークショップ実施時間		定員（人）
	① :	～ :	
	② :	～ :	
	③ :	～ :	

●津山芸術文化事業ワークショップ「やってみん？」参加に係る暴力団排除に関する誓約書

私は、津山市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、条例の趣旨を理解したうえで、上記事業が暴力団を利用することとならないように、下記の事項について誓約します。これらの事項と相違する事実が判明した場合に上記事業の参加を取消されたとしても異議の申し立てを行いません。なお、誓約事項の確認等のために、津山芸術文化博企画運営委員会が岡山県警等に対し照会を行うことについても同意します。

記

- ①次の者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
（1）団体である場合、代表者及び役員 （2）個人事業主である場合、代表者 （3）個人である場合、個人本人
②1の各号に該当するものが、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
③使用人として、暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
④暴力団及び暴力団員等が実質的に経営又は運営に参加していないこと。また、新たに参加させないこと。
⑤条例第5条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。
※個人での申請の場合は、上記③④を除く。

代表者氏名